

西岡商工振興会運営細則

(準 拠)

第 1 条

この細則は、西岡商工振興会の運営管理に必要な事を定める。

(業 務 分 担)

第 2 条

西岡商工振興会の業務分担は、次のとおりとする。

1) 事 務 局

- ① 本会事務全般の総括的事項に関する事項。
- ② その他各部に属さない事項。

2) 総 務 部

- ① 会員の親睦に関する事項。
- ② 本会運営の総括的事項及び庶務一般に関する事項。
- ③ 感謝状贈呈及び慶弔に関する事項。
- ④ 重要事項の立件等に関する事項。

3) 会 計 部

- ① 会費の賦課・徴収に関する事項。
- ② 予算の立案及び決算等の会計事務処理に関する事項。
- ③ 財産及び物品の管理運営に関する事項。
- ④ その他会計上必要な事項。

3) 企 画 部

- ① 本会の企画運営に関する事項。
- ② 本会の運営計画、推進等に関する事項。
- ③ 本会の会員新規加入に関する事項。
- ④ レクリエーションの実施に関する事項。
- ⑤ 本会の共同宣伝に関する事項。
- ⑥ その他企画に必要な事項。

4) 事 業 部

- ① 本会事業運営に関する事項。
- ② 催し物等に関する事項及びその他事業に必要な事項。

(会 計 事 務)

第 3 条

西岡商工振興会の会計の細部の取り扱いについては、次の通りとする。

- ① 会計については、一般会計と特別会計に分けて行う。
- ② 会計については、会計部長が会長の承認を得て執行する。
- ③ 会計部長は、現金出納帳を備え常に収支状況を明記しておくものとする。
- ④ 西岡商工振興会名義（会計部長名）で金融機関に口座を開設する。
- ⑤ 現金を収納した場合は、必ず領収書を発行する。
- ⑥ 会計の支出については、納品後又は役務履行後を原則とするが、必要に応じて仮払いを受けることが出来る。
- ⑦ 前項の支出請求者及び仮払い受給者は会則第 12 条 1 項に定める役員に限るものとする。
- ⑧ 会計部長は、毎年 6 月・9 月・12 月及び翌年 3 月末日付けをもって収支状況報告書を作成し、その都度役員会に報告しなければならない。

2) この会計の監査は、次により行うものとする。

- ① 監査は、年 1 回以上実施するものとし、執行にあたっては、会長・副会長が立ち会わなければならない。
- ② 会計部長は、監査を受けるにあたっては、その前日付けをもって収支状況報告書を作成し併せて取引銀行の預金残高証明を添付しなければならない。
- ③ 会計監査は、その執行結果を総会に報告しなければならない。

(仮 支 出)

第 4 条

毎年 4 月 1 日から新年度予算が成立するまでの間においては、本会の事業のうち定例的又は急を要する支出を必要とする時は、会長には仮支出する事が出来る。

(選考委員会の構成)

第 5 条

会則第 15 条に定める選考委員は、役員会で推薦する委員で構成し、互選により委員長 1 名を選出する。

2) 選考委員会の事務は、総務部が行うものとする。

(慶 弔 規 定)

第 6 条

会員及び同居家族で、次に該当する場合は、弔慰金又は見舞金を支払うものとする。

① 死亡 10,000円

② 風水害・火災・震災、その他の非常災害については、その都度役員会で決定する。

2) 前項以外の事案で、慶弔の措置を必要と認める時は、その都度役員会で決定する。

(表 彰 規 定)

第 7 条

この規定は、西岡商工振興会の発展向上等に特別功績のあったものに対して表彰するものとし、その種類基準等は次のとおりとする。

① 表彰は会長名による感謝状とし、併せて記念品を贈呈する。

② 西岡商工振興会の発展向上に尽力し、顕著な功績のあった者に贈るものとする。

③ 西岡商工振興会の役員として10年以上勤続した者に贈るものとする。

2) 表彰対象者の選定その他表彰に伴う事については、役員会で決定する。

(附 則)

第 8 条

この細則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。